

被害者にも加害者にも ならないために!

坂出市インターネット上の誹謗中傷等の防止に関する条例

令和6年
10月施行

市民の役割

自らが行為者となることがないよう、インターネットリテラシーの向上に努めるとともに、被害者が置かれている状況および被害者の支援の必要性についての理解を深めるよう努めるものとします。

基本的施策

市は、インターネット上で情報を発信する者の表現の自由に配慮しつつ、以下の施策に取り組みます。

(1)市民等の誹謗中傷等の問題に対する理解を深めるための施策

(2)市民等の年齢、立場等に応じたインターネットリテラシーの向上に資する施策

(3)被害者になるおそれのある者、被害者およびインターネット上で発信した情報に関して不安を抱える者に対する相談体制の整備

(4)前3号に掲げるもののほか、被害者および行為者を発生させないための施策

人権課ホームページ

条例についてはこちら。

各種相談・通報窓口も掲載しています。



坂出市の相談窓口

令和7年
10月から

インターネット上の誹謗中傷等に関する法律相談

弁護士が問題の整理や解決方法の紹介などを無料で行います。同一案件につき、1人1回の利用に限ります。

対象者：坂出市内に居住または通勤・通学しているかた（未成年の場合は保護者同伴）

相談日時：平日10時～15時（1回30分程度）※事前予約制

相談場所：坂出市役所

予約方法：いずれかで申し込んでください。

- 申込フォーム
- 〈申し込み表〉を人権課に提出（持参・郵送・FAX）
- 人権課に電話

もうしごみ
申込フォーム



人権課ホームページ
〈申し込み表〉はこちら



お問い合わせ先

〒762-8601香川県坂出市室町二丁目3番5号 坂出市市民生活部人権課

電話:0877-44-5008 FAX:0877-44-3604